

社援発 0328 第 1 号
平成 26 年 3 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「セーフティネット支援対策等事業の実施について」の一部改正について

今般、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号本職通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。